

令和7年度

湯沢町総合文化祭

主催●湯沢町公民館

開催と出品受付について

湯沢町総合文化祭出品規定

●会期 令和7年11月1日(土)~3日(月・祝)

1日・2日・・・午前9時~午後8時

3日・・・午前9時~午後4時

●会場 湯沢町公民館

●部門 書道、絵画、写真、生花、陶芸、彫刻、手工芸、その他自作の作品
(コレクションは出品できません)

●出品資格 湯沢町民、湯沢町に勤務している方、町内にマンションを所有している方、社会教育関係団体として教育委員会に登録のあるサークル等の会員

●出品点数 1人につき、1部門3点以内とする。(セット物は1点とみなす。)

◆絵画部門については、100号以内とし(50号以上のものは2点まで可とする。)、必ず額装し、展示用に裏面に紐を付ける。

◆書道部門については、縦額の場合横85cm×縦240cm、横額の場合横180cm×縦85cm以内とする(アクリル、ガラスとも使用禁止)。

ただし、140cm以下(小作品)は、アクリル、ガラスとも使用可。

・釈文用紙は公民館に用意してあるので、記入して搬入の際に持参すること。

・軸装品の場合は本人または代理人が責任をもって展示・搬出すること。

◆写真部門については、額装またはパネル表装とする。単写真・組写真とも額装・表装サイズは長辺120cm以内であれば写真サイズは自由。

アクリル使用可、ガラス使用禁止。展示用に裏面に紐を付ける。

◆細かいパーツがあるものについては、取れたり動いたりしないように固定して出品する。

●出品料 無料

●出品受付 10月20日(月)午後5時までに出品目録を湯沢町公民館に提出する。
目録作成の都合上、締め切り後の提出では目録に記載できない場合があります。

●作品搬入 10月31日(金)午前9時~午後7時

作品を搬入する際は展示に必要なもの(例:ハンガー)も持参して展示できる状態で搬入し、梱包資材は必ずお持ち帰りください。午後7時より作品展示を行いますので、出品者の方はご協力ください。

●作品搬出 11月3日(月・祝)午後4時~午後5時(時間厳守)

搬出の準備や作品の撤収は、午後4時の展示時間を過ぎてから始めてください。出品者の都合がつかない場合は代理人が搬出するようにしてください。搬出されない作品は主催者が処分することがあります。

●その他 作品搬入の際には、必ず作品の裏面に題名等を記入した出品票を貼ってください。

●問い合わせ先 湯沢町公民館 【TEL】784-2460

令和7年度 湯沢町総合文化祭出品目録

※出品目録は、「1部門につき1枚」提出してください。

部門	Ⓐ [部門を○で囲む] 書道、絵画、写真、生花、陶芸、彫刻、手編み、手芸、手工芸、はがき絵・絵手紙、カリグラフィー、切り絵、その他(その他…部門を記入)	Ⓑフリガナ ----- フリガナ (雅号)	電 話	町内名 ①
氏名	作品の題名	サイズ(単位:cm) (縦×横×奥行)	展示形状(希望) (手工芸の方のみ○で囲む)	
②			机上・壁面	
③			机上・壁面	
④			机上・壁面	

Ⓐ作品の部門、Ⓑ氏名、Ⓒ作品の題名、Ⓓ町内名 はそのまま出品目録や出品カードに記載されますので、読みやすく、もれなくご記入ください。ただし、Ⓓ町内名は、不明な方やマンション等に居住の方などは、記入の必要はありません。

切り取り線 (下の出品票は作品搬入時に、作品に添付してください)

湯沢町総合文化祭出品票	
題名	
氏名	
町内名	

湯沢町総合文化祭出品票	
題名	
氏名	
町内名	

湯沢町総合文化祭出品票	
題名	
氏名	
町内名	

◎点線に沿って切り取り、上半分の出品目録は10月20日(月)までに公民館に提出して下さい。

下半分の出品票は、切り取って搬入時に作品の裏面右下に貼って下さい。

◎書道を出品される方は、別紙釈文用紙に展示できる状態で釈文を記入し、作品搬入の際にお持ちください。